

令和5年度刈谷市一般廃棄物処理計画
(実施計画)

令和5年度刈谷市一般廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の規定に基づき、「令和5年度刈谷市一般廃棄物処理計画」を次のとおり定める。

1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

ごみ	可燃ごみ	42,000トン
	不燃ごみ（硬質プラ、陶器・ガラス含む）	960トン
	空きビン	660トン
	空き缶・金属類	390トン
	アルミ缶	90トン
	ペットボトル	350トン
	プラスチック製容器包装	1,170トン
	紙製容器包装	230トン
	古紙類（布類含む）	750トン
	粗大ごみ（家具・家電含む）	2,810トン
	有害ごみ （使用済み乾電池・蛍光灯・ライター・スプレー缶）	80トン
	計	49,490トン
	し尿	し尿
浄化槽汚泥		19,262トン
計		20,086トン

2 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

- (1) 市広報紙「市民だより」、ごみの分け方・出し方ガイドブック、市公式アプリ「あいかり」等による広報活動を通して、一般廃棄物処理事業に対する市民の理解を深め、排出の抑制に努めるものとする。
- (2) 市民を対象とした各種啓発活動の充実を図り、一般廃棄物処理事業に対する市民の理解を深め、排出の抑制に努めるものとする。
- (3) 廃棄物減量等の推進に関する会議等を適宜開催し、「刈谷市一般廃棄物処理基本計画」で定めた目標値との比較、評価を行い、一般廃棄物の排出の抑制に努めるものとする。

3 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

一般廃棄物の種類	分別の区分
ごみ	可燃ごみ
	不燃ごみ
	空きビン
	空き缶・金属類
	アルミ缶
	ペットボトル
	プラスチック製容器包装
	紙製容器包装
	古紙類
	粗大ごみ
	有害ごみ (使用済み乾電池・蛍光管・ライター・スプレー缶)
	し尿
浄化槽汚泥	

4 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) ごみ

① 一般家庭から排出されるごみ

一般家庭から排出されるごみは、市が直営により、又は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条に規定する基準に適合する委託業者により次表のとおり収集する。なお、収集後は次のとおり処理する。

ア 可燃ごみは、刈谷知立環境組合（クリーンセンター）へ搬入し、中間処理した後、（公財）愛知臨海環境整備センター（ASEC）及び（株）南都興産において最終処分する。

イ 不燃ごみは、刈谷市不燃物理立場へ搬入し、分別後、資源は再生処理業者に引き渡し、中間処理可能物は刈谷知立環境組合（クリーンセンター）及び民間の中間処理施設において処理、中間処理不可能物は最終処分する。

ウ 空きビンは、民間の中間処理施設へ搬入し、異物除去をする。その後、5色に分別し、カレット処理した後、再生処理業者に引き渡しする（内1色は（公財）日本容器包装リサイクル協会の指定した業者）。

エ 空き缶・金属類は、刈谷市不燃物理立場に集積し、再生処理業者に引き渡しする。

オ アルミ缶は、刈谷市不燃物理立場に集積し、再生処理業者に引き渡しする。

カ ペットボトルは、刈谷市不燃物理立場へ搬入し、異物除去をし、「ボトル to ボトル」リサイクル事業の協定締結業者に引き渡しする。

キ プラスチック製容器包装は、刈谷市不燃物理立場へ搬入し、異物除去をし、（公財）日本容器包装リサイクル協会の指定した再生処理業者に引き渡しする。

ク 紙製容器包装は、民間の中間処理施設へ搬入し、異物除去をし、（公財）日本容器包装リサイクル協会の指定した再生処理業者に引き渡しする。

ケ 粗大ごみは、専用受付で申し込みをしたものを直営で回収し、刈谷知立環境組合（クリーンセンター）へ搬入後、再利用可能な家具は修理し、入札によって落札者に引き渡す。また、家電製品は再生処理業者に引き渡す。その他の粗大ごみは破碎、選別後、資源は再生処理業者へ引き渡し、再生不可物は焼却処理する。

コ 新聞紙や雑誌等の古紙類は、民間の中間処理施設へ搬入し、圧縮・梱包をし、再生処理業者に引き渡しする。

サ 有害物ごみとして回収した使用済乾電池及び蛍光灯は全国都市清掃会議の「使用済乾電池・蛍光灯の広域回収処理実施要領」に基づき処分する。また、使用済ライターは民間の中間処理施設へ搬入し焼却処理を、使用済ミスプレー缶は民間の処理施設へ搬入し適切に再資源化する。

区分	収集形態	収集回数	収集方式	常時稼働収集車両
可燃ごみ	直営 委託	週2回	ステーション方式（指定袋制）	2トン車5台 4トン車8台
不燃ごみ	委託	月1回	ステーション方式（通い袋による指定回収袋制）	4トン車2台
空きビン	委託	月2回	〃	2トン車2台
空き缶・金属類	委託	月2回	〃	4トン車2台
アルミ缶	委託	月1・2回	〃	4トン車2台
ペットボトル	直営 委託	月2回	〃	2トン車2台 4トン車4台
プラスチック製 容器包装	委託	週1回	ステーション方式（指定袋制）	4トン車8台
紙製容器包装	委託	月2回	〃	4トン車4台
古紙類	委託	月2回	ステーション方式	3トン車4台
粗大ごみ	直営	週1回	戸別有料収集	2トン車2台
有害ごみ (使用済乾電池)	直営	随時	拠点収集	2トン車1台
有害ごみ (使用済蛍光灯)	委託	随時	〃	軽トラック1台
有害ごみ (使用済ライター)	直営	随時	〃	2トン車1台
有害ごみ (使用済ミスプレー缶)	委託	週2回	〃	軽トラック1台

② 事業活動に伴って生じる一般廃棄物（事業所ごみ）

事業活動に伴って生じたごみは、次のとおり事業者の責任において正しく処理するものとする。

ア 事業者が自ら処理する。

イ 事業者が自ら処理施設へ搬入する。

ウ 市長の許可を得た一般廃棄物処理業者が収集し、処理施設へ搬入する。

エ 市が一般家庭のごみと同時に収集し、処理施設へ搬入する（ただし、この場合1日平均10kg未満又は容積で1m³未満のごみで市長に申し込みし、手数料を納付する者に限る。）。

③ 地区別収集日程

<div style="text-align: center;"> 収 集 区 分 地 区 名 </div>	可燃ごみ	不燃ごみ	プラスチック製容器包装	紙製容器包装	古紙類	ペットボトル	空きビン	空き缶・金属類	アルミ缶	粗大ごみ
井ヶ谷 (井ヶ谷町)、東境 (東境町)、西境(西境町)、今川 (今川町)、今岡 (今岡町)、一里山 (一里山町)	月・木曜日	第一火曜日	水曜日	第一・三金曜日	第二・四金曜日	第一・三水曜日	第一・三月曜日	第二・四月曜日	第三・五月曜日	水曜日
一ツ木(一ツ木町)、泉田(泉田町)、築地 (築地町)、小山 (小山町、稲場町、中手町、日高町、広見町、一番町、新富町、池田町、東新町、新田町、青山町、恩田町)	月・木曜日	第一火曜日	水曜日	第一・三金曜日	第二・四金曜日	第一・三水曜日	第一・三火曜日	第二・四火曜日	第三・五火曜日	水曜日
高津波 (高津波町、高倉町、原崎町、矢場町、山池町、丸田町)、重原 (重原本町、下重原町の一部、一色町、八軒町、幸町、中山町)、桜 (桜町、神明町、相生町、昭和町)	月・木曜日	第一水曜日	水曜日	第一・三金曜日	第二・四金曜日	第二・四水曜日	第一・三水曜日	第二・四水曜日	第三・五水曜日	水曜日
刈谷西部 (城町、司町)、刈谷中部 (寺横町、銀座、広小路)、刈谷東部 (新栄町、東陽町、豊田町、寿町、大手町)、熊 (熊野町、八幡町、逢妻町、宝町)、重原 (下重原町の一部、神田町)、桜 (南桜町、若松町)	火・金曜日	第一水曜日	水曜日	第一・三月曜日	第二・四月曜日	第二・四水曜日	第一・三水曜日	第二・四水曜日	第三・五水曜日	水曜日
元刈谷 (港町、浜町、元町、天王町、中川町、御幸町、松坂町、大正町、富士見町、中島町、高松町、住吉町、田町)、小垣江(小垣江町の一部、荒井町)	火・金曜日	第一木曜日	水曜日	第一・三月曜日	第二・四月曜日	第二・四水曜日	第一・三木曜日	第二・四木曜日	第三・五木曜日	水曜日
小垣江(小垣江町の一部)、高須 (高須町)、半城土 (半城土町、半城土北町、半城土中町、半城土西町)、野田・東刈谷 (野田町、野田新町、板倉町、松栄町、東刈谷町、末広町、沖野町、南沖野町、場割町)	火・金曜日	第一金曜日	水曜日	第一・三月曜日	第二・四月曜日	第二・四水曜日	第一・三金曜日	第二・四金曜日	第三・五金曜日	水曜日

④ 中間処理

ア 可燃物の処理

施設の名称	刈谷知立環境組合（クリーンセンター）
所在地	刈谷市半城土町東田46番地
処理方法	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）

イ 粗大ごみの処理

施設の名称	刈谷知立環境組合（クリーンセンター）
所在地	刈谷市半城土町東田46番地
処理方法	回転式横型破碎機

⑤ 一般廃棄物最終処分

施設の名称	刈谷市第2不燃物埋立場
所在地	刈谷市泉田町南新田16番地
面積	32,000 m ²
全体容量	87,000 m ³
残余容量	39,037 m ³
埋立方式	セル方式
浸出液処理	流入調整+接触ばっ気式生物処理+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+消毒処理

(2) し尿及び浄化槽汚泥

① し尿収集運搬

一般廃棄物処理業の許可を受けた委託業者が次の区分により行う。

委託業者	収集区域
(株)豊衛生舎	司町、城町、豊田町、東陽町、寿町、大手町、御幸町、八幡町、元町、港町、天王町、浜町、衣崎町、松坂町、中川町、大正町、富士見町、中島町、高松町、住吉町、田町、熊野町、逢妻町、幸町、南桜町、下重原町、神田町、重原本町、一色町、若松町、泉田町、築地町、小垣江町、高須町、半城土町、半城土北町、半城土中町、半城土西町、野田町、野田新町、場割町、板倉町、松栄町、東刈谷町、末広町、沖野町、荒井町、南沖野町、東海道本線以南の市有施設
東洋衛生(株)	寺横町、銀座、新栄町、広小路、宝町、三田町、高倉町、原崎町、高津波町、新田町、矢場町、丸田町、山池町、小山町、広見町、一番町、中手町、日高町、稲場町、新富町、池田町、青山町、東新町、恩田町、神明町、桜町、昭和町、朝日町、八軒町、中山町、相生町、井ヶ谷町、東境町、西境町、一里山町、一ツ木町、今川町、今岡町、東海道本線以北の市有施設

② 収集回数

定額制 月1回

従量制 随時

③ し尿収集の日程

毎月15日までに次の月の収集日程を決定する。

④ 浄化槽汚泥の収集、運搬

浄化槽汚泥は、浄化槽清掃業の許可を受けた業者により1年に1回以上収集、運搬するものとする。

⑤ し尿及び浄化槽汚泥の処理

施設の名称	刈谷市環境センター
所在地	刈谷市逢妻町2丁目26番地2
処理能力	し尿処理施設 60kg/日 下水道導入設備 40kg/日
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理

5 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

1 収集計画の周知方法

(1) ごみ

「令和5年度かりやクリーンカレンダー」と「ごみの分け方・出し方ガイドブック」(隔年作成)を令和5年3月中旬から各家庭に配布するとともに、市ホームページと市公式アプリ「あいかり」に掲載。

(2) し尿

市ホームページに「定額制し尿くみ取り日程表」を掲載。

2 ごみの分別収集の推進

- ・刈谷市可燃ごみ・プラスチック製容器包装・紙製容器包装指定袋制
- ・刈谷市指定回収袋(5種類)制
- ・古紙類ステーション回収事業
- ・粗大ごみ戸別収集業務事業
- ・使用済乾電池・蛍光管・ライター・スプレー缶回収事業
- ・高齢者単身世帯等戸別収集事業
- ・ごみ分別収集協力報償金交付事業
- ・ごみの分け方・出し方ガイドブックの配布、動画による説明

3 ごみ減量・リサイクルの推進

- ・埋立ごみ分別事業
- ・EM!ぼかしの無料配布事業
- ・生ごみ処理機器購入費補助事業
- ・リサイクルプラザ運営事業
- ・粗大ごみ運搬車両貸出制度
- ・資源回収奨励報償金交付事業
- ・資源回収所設置費補助事業
- ・環境支援員育成事業
- ・剪定枝リサイクル事業
- ・廃食用油リサイクル事業
- ・資源回収社会貢献事業
- ・ペットボトルの「ボトル to ボトル」リサイクル事業
- ・市民・事業所・行政によるごみ減量化推進会議の開催
- ・小学生社会科副読本作成

令和5年度刈谷市一般廃棄物処理計画

発行 令和5年4月

発行者 刈谷市／ 編集 産業環境部ごみ減量推進課

〒448-0838 刈谷市逢妻町2丁目26番地1

TEL : 0566-21-1705

FAX : 0566-26-0507